

大仙健社一 1 1 3 7  
令和 3 年 6 月 2 1 日

障害福祉サービス等事業所 管理者 様

大仙市健康福祉部社会福祉課長

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録について

大仙市において、障がい者や障がい児の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための体制である地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という）を整備するに当たり、拠点等の機能の一部を担う大仙市内の事業所につきましては、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、地域生活支援拠点等事業所として登録されることにより、所定の加算を算定できることとしました。

該当する事業所におかれましては、登録申請いただき、体制整備にご協力くださいますようお願いいたします。

《届出・問い合わせ先》

〒014-8601 大仙市大曲花園町 1 番 1 号

大仙市健康福祉部社会福祉課

障がい者支援班 障がい福祉サービス担当

電話：0187-63-1111（代表）／FAX：0187-63-8811

E-Mail：shakaifuku@city.daisen.lg.jp

# 地域生活支援拠点等について

## 1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障がい者及び障がい児の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、(1) 相談、(2) 緊急時の受け入れ・対応、(3) 体験の機会・場、(4) 専門的人材の確保・養成、(5) 地域の体制づくりの5つを柱としています。

### 《地域生活支援拠点等の機能》

#### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

#### (2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### (3) 体験の機会・場

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### (5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### 《大仙市における地域生活支援拠点等の整備》

地域生活支援拠点等の整備の方法は、5つ機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」の2通りの方法がありますが、大仙市では地域の実情を踏まえ、「面的整備型」の整備を進めます。

## 2 地域生活支援拠点等の機能を担う主な事業所

地域生活支援拠点等の5つの各機能を担うと想定される事業所は次のとおりです。

拠点等の機能	想定される事業所	備考
(1) 相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定相談支援事業所</li> <li>・ 障害児相談支援事業所</li> <li>・ 地域定着支援事業所</li> <li>・ 基幹相談支援センター</li> </ul>	相談支援事業所単独での対応が困難であっても、基幹相談支援センターや他相談支援事業所との連携、役割分担により常時の連絡体制の確保に努めている場合、機能を担っていると認める。
(2) 緊急時の 受入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定相談支援事業所</li> <li>・ 障害児相談支援事業所</li> <li>・ 短期入所事業所</li> <li>・ 訪問系サービス事業所</li> <li>・ 基幹相談支援センター</li> </ul>	相談支援事業所の場合、基幹相談支援センターや短期入所事業所、医療機関等との連携により緊急支援体制の確保に努めている場合、機能を担っていると認める。
(3) 体験の 機会・場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定相談支援事業所</li> <li>・ 障害児相談支援事業所</li> <li>・ 地域移行支援事業所</li> <li>・ グループホーム</li> <li>・ 日中活動系サービス事業所</li> </ul>	
(4) 専門的人材の 確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センター</li> </ul>	
(5) 地域の 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての事業所</li> <li>・ 基幹相談支援センター</li> </ul>	自立支援協議会の部会等に適宜参加することにより、機能を担っていると認める。

### 3 届出により算定が可能となる加算

#### (1) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所が対象の加算

##### ①地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）

##### ②地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回（月1回を限度）

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合

#### (2) 地域移行支援事業所が対象の加算

##### ①体験利用加算

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

##### ②体験宿泊加算（Ⅰ）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

300単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

※ 体験型宿泊加算（Ⅱ）と合計して15日以内に限り算定

##### ③体験宿泊加算（Ⅱ）

夜間及び深夜の時間を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

700単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

※ 体験型宿泊加算（Ⅰ）と合計して15日以内に限り算定

#### (3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）が対象の加算。

##### ①体験利用支援加算

地域移行支援における障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250単位/日

+ 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

(4) 施設入所支援事業所が対象の加算

①体験宿泊支援加算 120単位/日  
地域移行支援における体験宿泊を支援した場合に算定

(5) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業所が対象の加算

①緊急時対応加算の上乗せ  
+50単位/回（地域生活支援拠点等の場合）  
緊急時対応加算を算定した場合に上乗せ

(6) 自立生活援助、地域定着支援事業所が対象の加算

①緊急時支援加算（I）・緊急時支援費（I）の上乗せ  
+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）  
自立生活援助における緊急時支援加算（I）又は地域定着支援における緊急時支援費（I）を算定した場合に上乗せ

(7) 短期入所、重度障害者等包括支援事業所が対象の加算

①短期入所を行った場合の加算  
+100単位/日（地域生活支援拠点等の場合）  
緊急時の受入れに限らず、短期入所のサービス利用の開始日に加算  
※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む

#### 4 登録申請について

地域生活支援拠点等の機能を担うことが出来る障がい福祉サービス事業所等は、次の手順で登録申請を行い、地域生活支援拠点等事業所として登録されることにより、所定の加算を算定することができます。

- (1) 事業所において、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定する（5つの機能のうち該当するもの。複数可。）。
- (2) 次の申請書類等を大仙市役所社会福祉課へ提出する。
  - ①（様式第1号）地域生活支援拠点等事業所登録申請書
  - ②指定内容変更届
  - ③給付費等算定に係る体制等に関する届出書  
※給付費等の算定に係る体制状況一覧表も含む
  - ④変更後の運営規程

※ ②及び③について、指定権者が秋田県の事業所は、秋田県健康福祉部障害福祉課へ提出してください。

※ 地域生活支援拠点等事業所として登録された事業所は、市のホームページ等で公表します。

## 5 加算に関する記録について

3 (1) から (7) に掲げる加算の算定にあたっては、それぞれ厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うこととされていますが、次の加算に関する記録については、様式例を別添のとおりお示ししますので、ご活用ください。

- ・ 3 (1)② 地域体制強化共同支援加算  
→ (様式例) 地域体制強化共同支援記録書
  
- ・ 3 (3)① 体験利用支援加算  
→ (様式例) 体験利用支援記録書

## 6 参考

- (1) 大仙市ホームページ 地域生活支援拠点等について  
<https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2021061500023/>
  
- (2) 厚生労働省ホームページ 地域生活支援拠点等  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>
  
- (3) 秋田県ホームページ 事業所指定関係 (障害者総合支援法分)  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/36761>
  
- (4) 秋田県ホームページ 事業所指定関係 (共生型障害福祉サービス)  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/33174>
  
- (5) 秋田県ホームページ 事業所指定関係様式 (児童福祉法分)  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5935>